

◎計画の名称 和歌山市感染症予防計画

◎計画の期間 令和6年3月策定（計画期間はなく、国指針等の変更に合わせ改訂）

◎根拠法令等 感染症法第10条14項に基づき、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び「和歌山県感染症予防計画」に即して策定するもの

◎策定の背景 令和3年の特措法及び感染症法改正、令和4年の感染症法改正に伴い、国指針の改訂が行われ、既存の県計画への追記や、保健所設置市は新たに県計画に即した計画の策定を行うこととなった。

計画の要点

1 感染症予防の基本的な方向（P1）

平時からの準備、発生時の対応、関係機関の連携などの基本的な方向性を規定

2 感染症予防施策（P6）

平時の予防施策、予防接種、施設内の感染対策に係る基本的な施策を規定

3 感染症まん延防止策（P9）

まん延時の対応、拡大防止のための積極的疫学調査による原因究明、まん延防止策を進める為の連携等について規定

4 感染症・病原体に関する情報収集・調査研究（P13）

科学的知見の国への集約や、そのための関係機関との連携情報収集のための情報基盤整備の推進等について規定

5 保健所の体制確保（P15）

平時から連携協議会等を活用し役割分担を行うほか、まん延の長期化に備え必要な人員を想定し即応体制の構築、IHEATの円滑な運用等について規定

6 病原体等の検査実施体制・検査能力向上（P17）

衛生研究所等の検査体制の整備、研修・訓練による資質向上等について規定

7 感染症患者移送の体制確保（P19）

患者の移送に係る消防局との連携や、民間事業者への業務委託検討、移送訓練等について規定

8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備（P20）

自宅療養の体制構築、健康観察の効率化、自宅療養者等の生活支援等について規定

9 緊急時における対応（P21）

一類・二類感染症等の発生に備えた体制整備や平時からの研修・訓練等について規定

10 感染症対策物資等の確保（P23）

まん延時に備えた個人防護苦闘の備蓄、初期の医薬品欠乏に備えた備蓄、確保等について規定

11 感染症の予防に関する人材養成・資質向上（P24）

感染症対策や検査に関する研修、訓練等について規定

12 感染症に関する啓発・知識の普及（P26）

差別・偏見や恐怖・不安の解消に向けた啓発等につき規定

13 感染症患者の人権の尊重（P27）

患者の人権や報道機関への情報提供等について規定

14 その他感染症の予防の推進に関する重要事項（P28）

災害時に注意すべき感染症の予防や、動物由来感染症発生時の対応等について規定

15 目標設定（P29）

新型コロナへの対応を念頭に、①検査の実施件数 ②研修・訓練回数 ③保健所の人員確保について数値目標を設定